

6

国際結婚&離婚



趙誠峰

早稲田リーガルコモンズ
法律事務所

互いの国の法をよく知ろう 協議離婚認めない国は多い

いまや国際結婚は珍しい時代ではなくなりました。ある統計によれば、年間の結婚の約5%が国際結婚（日本人と外国人との結婚）とも言われています。多くの外国人が日本で生活しており、皆さんや周りの方が将来外国人と結婚することも普通になりうるでしょう。

日本人同士の結婚や離婚のケースは良くご存じだと思います。日本人と外国人との結婚や離婚となると、そのルールは大きく変わります。ルールを知らないと思わぬ落とし穴に落ちてしまうこともあります。今回はこのような国際結婚・国際離婚の簡単なルールを取り上げます。

●結婚

待婚期間は

すぐに再婚できるか 出身国の法律に従う

最近最高裁判所が憲法違反だと判断したことでニュースを賑わせていますが、日本の民法には、女性が離婚後に婚姻するまでの待婚

期間の規定がありません。日本人同士の場合、女性は法律が定める待婚期間を経過しなければ離婚後に婚姻をすることはできません。

これが、国際結婚となるとどうなるでしょうか？日本人と外国人、あるいは日本と外国の取引についてのどの国の法律が適用されるかを定める法律（法の適用に関する通則法）によれば、「婚姻の成立は、各

当事者につき、その本国法による」とされています。つまり、外国人男性と日本人女性との結婚の場合、婚姻の成立（どういう場合に結婚ができて、どういう場合に結婚ができないか）について日本民法が適用

されるので、離婚後は待婚期間を経過しないと婚姻することはできません。逆に日本人男性と外国人女性との結婚の場合は、待婚期間

についての日本民法の規定は適用されません。この場合は、離婚後にすぐに婚姻できるかどうかについてはそれぞれの国の法律のルールに従うということになります。

年齢は

韓国女性との結婚は 18歳まで待つことに

同じように、結婚できる年齢に

ついてもそれぞれの当事者の本国法が適用されます。日本民法では、男子が満18歳、女子が満16歳で婚姻ができるとされています（ただし未成年の場合は父母の同意が必要）が、お隣の韓国民法では男子も女子も満18歳で婚姻ができるとされています（未成年の場合に父母の同意が必要であることは日本と同じ）。ですので、例えば韓国人女性は日本で生まれ育ったとしても、満18歳まで結婚できないこととなります。

婚姻の成立は

市長の前で宣誓して フランスではOKに

日本人同士の場合は、婚姻届を役所に提出することによって、正式に結婚が成立することは前号でもご説明したとおりです。結婚式はセレモニーに過ぎず、結婚式をしてもしなくても婚姻届を提出すれば正式に結婚が成立します。

これは、日本民法でそのように定められているからです（民法739条「婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる」）。

この点、法適用通則法によれば、

「婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による」とされています。国際結婚をするカップルが日本で結婚をするのであれば、日本民法で定められている方法でいいということになります。つまり、日本で結婚するのであれば、婚姻届を提出すれば国際結婚であっても成立するということです。

逆に、国際結婚をする相手の国で、その国の方式で婚姻をした場合、その婚姻も有効に成立します。例えば、フランスでは、「婚姻当日に当事者および証人が出頭して、市長の面前で婚姻の宣誓を行うことにより」婚姻が成立するとされています。

例えば、日本人男性とフランス人女性とが結婚をする場合、フランスでこのような方式で婚姻をすれば、その婚姻は日本国内でも有

効です。役所には、外国でこのような婚姻をした事実を報告すればいいとされています。

夫婦間の義務は 守らなければならぬ 生活する国のルール

日本人同士の場合、婚姻をすることによって夫婦には同居義務、協力義務、扶助義務といった義務が発生します（民法752条「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない」）。日本では男

では、国際結婚の場合どうでしょう。相手の国の文化・宗教・習慣によっては日本と全く異なる夫婦関係が築かれている国も少なくないでしょう。その場合の夫婦関係のルールについては「夫婦の常居所地法」あるいは「夫婦に最も密接な関係がある地の法」とされています。つまり、日本で生活する国際カップルであれば、夫婦関係のルール（婚姻による効力）は日本法によって決まることとなります。

相手の国の文化・宗教・習慣で

は男性が女性を養うのが常識であったとしても、日本のルールに従うこととなります。日本の法律では「夫婦は・・・婚姻から生ずる費用を分担する」と定められており、結婚生活における生活費も夫婦で分担するとされています。このようなルールも日本で生活する国際カップルには適用されます。

●親子関係

子どもの国籍

父や母の「血統主義」と 「出生地主義」に別れる

国際結婚で子どもが生まれた場合に、子どもの国籍は気になるところです。どのような条件を満たした場合に、生まれてきた子どもにその国の国籍を付与するかどうかはそれぞれの国の法律で決められています。

日本の場合には、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」（国籍法）と定められています。ですので、国際結婚で一方が日本人であるときは、子どもは日本国籍を取得することとなります。しかし、国籍は必ずしも一つとは限りません。

例えば、パートナーの国の法律

プロフィール ● 趙 誠峰

福井市出身。早稲田大学法科大学院を修了し、2008年弁護士登録。早稲田リーガルコモンズ法律事務所パートナー。刑事弁護、とりわけ裁判員裁判や無罪を主張する事件を多数手がける。これまでに裁判員裁判での2件を含む4件の無罪判決を獲得。その他、在日コリアンの法律問題なども手がけている。

でも日本と同じように「父または母がその国の国民であるとき」に、生まれてきた子どもにその国の国籍を付与すると定められていれば、その子どもは日本と相手の国と両方の国籍を取得することとなります。いわゆる二重国籍です。

世界各国の国籍についてのルールを見ると、大きく「血統主義」(父や母の国籍を条件に子どもの国籍を決めるルール)と、「出生地主義」(生まれた国や地域によって国籍を決めるルール)とがあります。そして、血統主義の国でも、父親の国籍を基準に子どもの国籍を決める国があります。イスラム圏に多く見られます。

日本人と米国人なら 出生地がポイントに

日本で多くの方が生活している国を例に挙げると、中国、韓国、フィリピン、タイ、イタリア、オランダなどは血統主義が取られています。一方で、アメリカ、カナダ、ブラジルなどは出生地主義を採用しています。日本人と韓国人とのカップルの場合、生まれてきた子どもは日本と韓国の二重国籍となります。こ

れは子どもが生まれた場所が日本であつても韓国であつても変わりません。一方、日本人とアメリカ人のカップルの場合、子どもをアメリカ国内で産んだ場合には、子どもは日本とアメリカの二重国籍になります。子どもを日本国内で産んだ場合には、子どもは日本国籍のみとなります。

そして、このような二重国籍の場合には、日本では22歳までに国籍を選択することとされています。22歳までは二つの国の国籍を保有

することもできるといふことです。

親子関係の成立

事実婚は父親の国の法律の定めで決まる

カップルの間に子どもができたとしても様々な事情から、法律上の結婚をしない(いわゆる事実婚を選択する)カップルは少なくありません。国際結婚となれば、よりいろいろな事情が介在することが多いでしょう。このような場合に、父と子どもの親子関係はどのよう

にして成立するのでしょうか。

日本人同士の場合は、父が子を認知することによって、法律上も父子関係が成立します。認知の方法は役所に認知届を提出することによって、認知は成立します。

では、国際結婚の場合はどうでしょうか。この場合、子の出生当時に父の本国法によってなされるとされています。つまり、アメリカ人男性と日本人女性との間の子どもの、事情があつて法律婚をすることができない場合、アメリカ人男性と生まれてくる子どもとの間の親子関係の成立はアメリカ法にしたがって判断されるといふことです。

親子関係(特に父子関係)についてどのような場合に成立するかは各国の文化や風習、宗教などが大きく関わります。父親になる人の国の法律でどのように定められているかをチェックするようにしましょう。

財産の相続

ルールは「千差万別」 被相続人の本国法で

国際結婚の場合に、将来の相続の仕組みも非常に気になるところ



です。日本では、遺言を残さない場合には、遺産の半分は妻が相続し、残りを子どもたちで均等に相続することになっています。しかし、相続のルールは国によってまさに千差万別です。国際結婚の場合にはどうなるでしょうか。

相続については、被相続人の本国法によって解決することがルールになっています。つまり、亡くなった人が中国人であれば、誰が相続人になるか、どのような割合で相続するかといった相続のルールは中国の法律に従って決めることとなります。遺産分割の話し合いや、話し合いがまとまらなければ裁判所で遺産分割の調停を行うのは同じですが、そのときも適用される法律は中国の法律になるということです。

とりわけ国際結婚の場合には、相続人全員が日本にいるという点とはなく、相続人が日本と海外と両方にいることが多いです。また、相続する財産も日本にある財産と海外にある財産と両方にまたがることも多いでしょう。

そして相続人間でもともとあまり交流がないことも想像されます。相続の場合は、そのような相続人

全員が参加して話し合いなり調停をしなければ解決できません。従って、国際間で遺産を分割するとすれば、トラブルも生じやすいと言えます。

「配偶者に半分を」は世界の常識ではない

そのような場合に備えて遺言を残すことは非常に有効です。遺言についても国によってルールはさまざまです。これもどの国のルールが適用されるかは決まっております。遺言については遺言を残した人の国の法律が適用されるというルールになっています。

日本で生活する外国人にはいろいろな方がいます。日本で生まれた育った方もたくさんいます。そのような方は、自分の国の法律についての知識はほとんどなく、日本の法律が当たり前になっています。しかし相続については原則的には自分の国の法律が適用されます。「配偶者に対しては半分が相続される」というのは決して世界の常識ではありません。自分の国では相続がどのようなルールになっているのか確認しておくことは重要

です。

離婚

どの国の規則か

米国人と日本で生活 日本の法律で手続き

ある統計によれば、国際結婚の場合と日本人同士の結婚とを比較すると、国際結婚の方が離婚率が高いとされています。それは、夫婦生活を送る中で文化や風習、宗教の違いなどに直面することが少なくないからなのかもしれません。日本では結婚をしても共同生活を送ることが困難になれば離婚ができることは当たり前です。人によっては、何度も離婚と結婚を繰り返す人もいます。しかしこれも日本の常識イコール世界の常識ではありません。国によっては、離婚について厳格な手続が定められている国もあります。

そこで、離婚の場合にどの国のルールが適用されるかが大きな問題となります。この点については、「夫婦の本国法が同一であるときはその国の法、そうではない場合には夫婦の常居所地法」とされて

います。つまり、日本で生活する夫婦で、ともに同じ国のカップルであれば(例えば在日韓国人同士など)、離婚の際に適用される法律は韓国の法律になります。日本人と外国人のカップルの場合、日本で生活しているのであれば日本法によって離婚の手続が進められます。日本法が適用される場合には、前号でも触れたとおり「配偶者に不貞な行為があったとき」、「配偶者から悪意で遺棄されたとき」、「配偶者の生死が三年以上明らかでないとき」などがそれです。日本で生活するアメリカ人と日本人のカップルであっても、これらの要件を満たせば裁判で離婚が認められることになります。

日本に住んでいても 同国人なら自国の法

これらはあくまでも日本法で認められている裁判離婚の原因であり、適用される法律が外国の法律となれば内容は全く異なります。日本で生活する国際結婚の場合、カップルの片方が日本人であるか、もしくはカップル双方が異なる国籍の場合にはこの日本法で離婚が判断されますが、カップル双方が

同じ国の国籍の場合にはその国の法律で離婚が判断されます。

その典型例は、日本で生活する中国人カップル、韓国人カップルです。相続のところで説明しましたが、日本で生まれ育った外国籍の人は、日本の法律しか触れる機会はなく、自分の国の法律を知らないことは珍しくありません。これは離婚についても同じです。最近ではインターネットなどで外国の法律を入手することは難しくありません。もしあてはまる人がいれば、これを機に自分の国の法律を知っておくことをおすすめします。

離婚の形態

片方の国でだけでは離婚は成立してない

さて、これまで見てきたとおり、日本で生活する国際結婚のカップルの離婚は多くの場合は日本法が適用されます。しかし、ここに落とし穴があります。日本では離婚について大きく「協議離婚」と「裁判離婚」があります。協議離婚とは、夫婦で話し合って離婚届を提出することによって離婚をする方法です。裁判離婚とは、夫婦で話し合いがまとまらなかった場

合など、裁判(調停や訴訟)で離婚をする方法です。

離婚について適用される法律が日本法になる場合、もちろん協議離婚も裁判離婚も有効です。しかし一方で、国際離婚の場合、離婚をしたという事実が国際カップルの外国人当事者の国でも認めてもらわなければなりません。自分の国でも離婚の事実を認めてもらえなければ、その人は自分の国では結婚した状態のままになってしまいます。ここが国際離婚の非常に難しいところです。

協議離婚であっても裁判離婚の手続きを

よく問題になるのは、裁判離婚しか認めていない国では、日本で有効に成立した協議離婚を認められないことがあります。離婚自体は日本法に従って有効に成立している一方で、当事者の国ではその事実を認められない事態が生

ずるということです。

世界では協議離婚を認めている国はむしろ少数で、多くの国では裁判離婚しか認められていません。そこで、当事者本人の国でも離婚の事実を認めもらうためには国際カップルの離婚の場合には、協議離婚ができるような状況であったとしても、裁判離婚をするということがポイントになります。

日本法にしたがって離婚調停を申し立て、裁判所で話し合いによって離婚を成立させれば、形式上は裁判離婚となります。裁判離婚であれば、問題なくその国でも離婚の事実が認められます。

また、協議離婚が認められている国(中国や韓国など)の人のカップルであっても、協議離婚の形式は国によって異なります。例えば韓国であれば、家庭法院(家庭裁判所)で確認を受けるといふプロセスが要求されています。

協議離婚は世界では珍しいとい

うことを理解し、協議離婚をする場合にそれぞれの国の法律の手続を把握することが重要です。そして、多くの場合は国際離婚の場合には裁判所での離婚が必要になるということを押さえておきましょう。

ややこしい親権

父か母と同じ国籍なら子供の国の法律で施行

離婚をする際に気になるポイントとして親権者の指定があります。日本であれば、離婚の際には父もどちらかを親権者として指定することになっています。しかしこれもまた、日本の常識イコール世界の常識とは限りません。

親権についての国のルールが適用されるかという点、「子の本国法が父または母の本国法と同一のときは子の本国法による」とされています。少しわかりづらい規定です。具体的なケースで考えましょう。父が日本人、母が中国人の場合、子どもは日本国籍のケースと中国国籍のケースと双方考えられます。二重国籍になっている場合もあるでしょう。ただ、いずれにせよ、子の国籍と父母どちらかの国籍は同じですから、親権につ

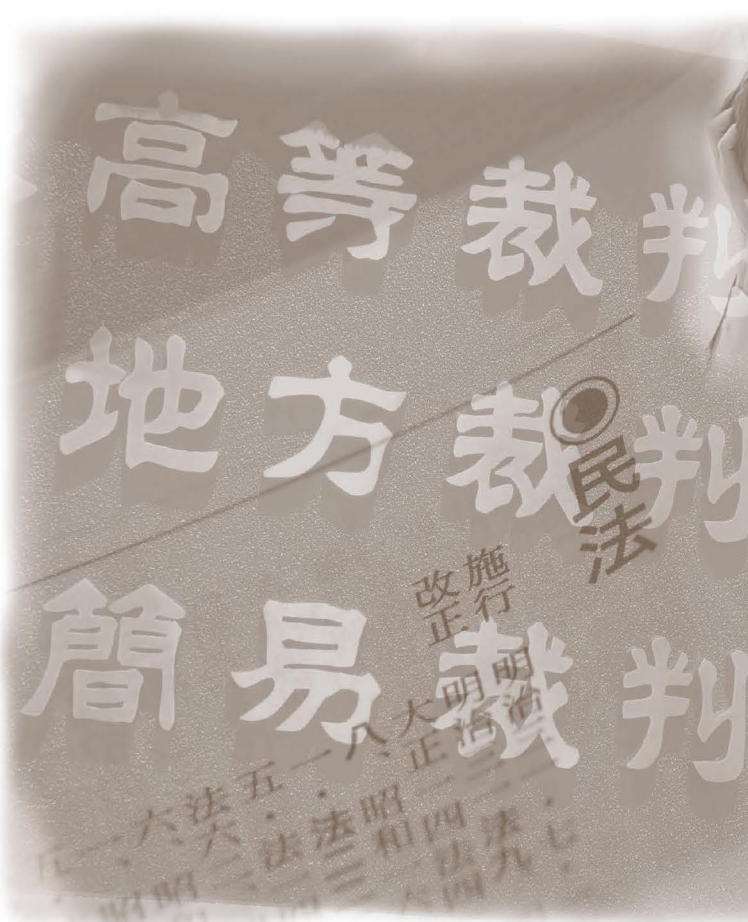
いてはその子どもの国の法律に従うこととなります。

世界的に様々な議論 両親に親権ある国も

国によっては、両親が離婚した後でも、両親が子どもに対して親権を持つと規定されている国もあります。子どもの国籍がそのような国の場合には、離婚の際に父母どちらかを親権者として定めることはされません。離婚した後も、父母が共同で親権を行使しなければならぬということなのです。

昨今、両親の離婚と、子どもの親権などの関係については世界的にもいろいろ議論があります。日本の常識では、夫が不倫をした場合に妻は子どもを連れて実家に帰るといふことはよく行われます。これが国境をまたぐこともそれほど違和感なく受け入れられるかもしれません。しかし、夫婦が離婚したとしても、子どもと親との交流は続けられるべきであり、ケースによっては子を不当に連れ去ったと言われてしまうこともありえます。

夫婦の離婚の問題と、親子の問題はしっかりと線引きをして、子



どもにとってベストな行動が求められるところです

慰謝料

払う相手が帰国すると なかなか難しいことに

離婚にまつわる話として忘れてはならないのは慰謝料の問題です。国際離婚であったとしても、不貞など離婚の原因を作った当事者に対して慰謝料を請求できることは変わりません。そして、日本で生活している国際カップルであれば、慰謝料の金額も日本人同士のカップルの場合と大きな違いはありません。

せん。

問題になるのは、パートナー(慰謝料を請求する相手)が本国に帰ってしまった場合です。国際結婚の場合、離婚に伴って当事者が本国に帰国することも珍しいことではありません。その場合に本国に帰った相手から慰謝料を払ってもらうにはいろいろハードルがあります。当然、相手方が任意に支払ってくれば問題はありませんが、そうはいかないことも少なくありません。その場合、慰謝料を求めて裁判を起こさなければならぬのは日本人同士の事件と同様です。

そして裁判所から慰謝料の支払の判決が出たとしても、本人が本国に帰ってしまった場合には実際にお金を取立てることに大きな困難が伴います。

日本の裁判所の判決は、基本的には日本国内においてのみ強制力を持つています。日本の裁判所の判決で外国にある財産を差し押さえたりするには、日本の判決をその国でも強制力を持たせるように手続を取らなければなりません。このような手続は時間と費用がかかります。結果として泣き寝入りになってしまうこともあるかもしれません。

そうならないためには、当事者が日本にいらっしゃるうちに、離婚の話し合いとともに金銭的な解決も併せてしてしまうことが重要でしょう。

今回は、国際結婚にスポットを当てて、日本人同士の手続との違いについて見てきました。日本の常識と世界の常識は食い違っていることが少なくありません。国際カップルの結婚や離婚には専門知識や手続が必要であることが多いので、お早めに弁護士に相談されることをおすすめいたします。